

平成30年度法人本部事業計画

1 法人の基本理念

「キリストの愛と光によって導かれた子どもの尊厳と幸福を目指します」

私たちは、キリストの愛に倣い、子どもたち一人ひとりをかけがえのない存在として受け止めます。そして、子どもたちが自分らしく幸せに生きていくことができるように、いつでもどんな時でも子どもたちを支えていきたいと願っています。

2 法人の基本方針

社会福祉法人ふじの園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援します。

3 法人を取り巻く環境

外的な環境要因として、平成 29 年度に改正社会福祉法が本格的に施行され、社会福祉法人は地域福祉の中核的な担い手として、効率的かつ効果的な経営を実践し利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められました。当法人においても評議員会の設置、定款及び諸規則・規程の制定や改正、ガバナンスの強化や積極的な情報公開を推進するとともに地域貢献として福祉サービス再投下可能な財産額（社会福祉充実残額）を算出し社会福祉充実計画を作成しました。

内的な環境要因としては、一関藤保育園園舎改築工事を進めており、平成 31 年 12 月の竣工を目指すとともに平成 32 年 4 月から認定子ども園への移行に伴う体制整備や事務手続きを同時に進めていかなければなりません。一関藤の園においても、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が発出され、今後児童養護施設も大きな変革期を迎えることから、その準備を進めていかなければならない状況にあります。

4 事業計画

(1) 評議員会及び理事会の開催

① 評議員会の開催

制度改正による評議員会は、法人運営に関する重要事項を決定するため、定時の評議員会のほか、必要に応じて臨時評議員会を開催します。

- 定時評議員会 平成 30 年 6 月中旬開催
 - ・平成 29 年度計算書類及び財産目録の承認について 他

② 理事会の開催

制度改正による理事会は、執行機関として適切な法人運営を図るため、定時の理事会のほか、必要に応じて随時理事会を開催します。

- 第 1 回定時理事会 平成 30 年 5 月下旬開催
 - ・平成 29 年度の事業報告と決算の承認
 - ・一関藤保育園園舎改築関連の審議（基本設計及び概算見積の承認） 他

- 第2回定時理事会 平成30年11月下旬開催
 - ・一関藤保育園園舎改築関連の議案の審議
諸規則・規程等の改正
 - ・平成30年度の補正予算案 他
- 第3回定時理事会 平成31年3月下旬開催
 - ・一関藤保育園園舎改築関連の議案の審議
 - ・平成31年度の事業計画及び当初予算案
 - ・平成30年度補正予算案
- 第1回臨時理事会 平成30年8月下旬
 - ・一関藤保育園園舎改築関連の審議（実施設計入札関係） 他
- 第2回臨時理事会 平成31年1月下旬
 - ・一関藤保育園園舎改築関連の審議（工事請負業者入札関係） 他

(2) 一関藤保育園園舎改築に向けた支援

一関藤保育園の園舎改築に向けて、法人本部としても最大限のバックアップをしていきます。平成30年は、基本設計の完了を受けて（5月～6月頃）、一関市への申請、実施設計の入札（9月頃）、施工業者の入札（31年2月頃）まで完了する予定です。

法人としては、改築検討会議に法人本部職員が出席して新園舎の設計、資金収支、タイムスケジュール、入札及び契約関係等、適正かつ円滑に推進できるように支援していきます。

(3) 職員の採用・研修・定着の取組み

各施設ともに職員採用に苦慮している状況にあります。法人・施設運営の根幹は人材の定着・育成であることから法人としても職員研修を充実させていきます。

近年、「キャリアパス」という言葉が定着してきました。中長期的な視点に立って、職員一人ひとりの研修計画が求められています。そのためにも「法人（施設）が求める人材像」を職員に示し、施設内外の研修や自己啓発のための研修に職員を積極的に派遣します。

(4) 改正社会福祉法への対応

平成30年度は、業務内容を精査し更に迅速かつ適切に対応していきます。適正な評議員会及び理事会の運営、会計処理の適正化と情報公開、社会福祉充実計画の推進、地域福祉への貢献等を推進していきます。

(5) 法人本部と各施設の連携

法人本部と各施設の連絡会を定期的開催し情報の共有に努めます。一関藤保育園については、4月から出納員が代わることから会計処理や事務等についても適宜協力し遺漏のないようにしていきます。

5 平成 30 年度法人関係年間予定

月	理事会	評議員会	監査・出納調査	指導監査	庶務
4					
5	定時理事会① ・決算関係		決算監査 3 月分出納調査		
6		評議員会①			・現況報告書提出 ・資産総額変更登記 ・HP 変更
7				一関藤保育園(県)	・業務連絡会①
8	臨時理事会① ・保育園改築関係 (実施設計入札他)		6 月分出納調査		
9				一関藤の園(県)	・保育園実施設計入札
10			9 月出納調査		
11	定時理事会②				・業務連絡会②
12					
1	臨時理事会③ 保育園改築関係 (施工業者入札関係)				
2			12 月出納調査		・業務連絡会③ ・工事施工業者入札
3	定時理事会③ (事業計画当初予算等)				

※毎月 熊谷会計事務所による会計監査を実施

平成30年度一関藤の園事業計画

1 一関藤の園基本理念・養護方針・養護目標

• 基本理念『祈りと感謝の心』

私たちは、キリストの愛の精神に基づき、子どもの生命と人権を守り、自己実現と自立のために継続的な養育を通して子どもの最善の利益の実現をめざします。

• 養護方針

私たちは、日本国憲法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を尊重しキリスト教の理念である愛と平和と平等をもとに子どもの育ちを保障し次に掲げる養護方針を実践します。

- (1) 私たちは、家庭的養護と子ども一人ひとりのニーズに応じた養育をおこないます
- (2) 私たちは、子どもの発達を保障し自立支援の充実につとめます
- (3) 私たちは、子どもの心身の回復をめざした支援をおこないます
- (4) 私たちは、家族との信頼関係を築き連携・協働した支援をおこないます
- (5) 私たちは、継続的な支援と連携アプローチによる支援をおこないます
- (6) 私たちは、ライフサイクルを見通した支援をおこないます

• 養護目標（めざす子ども像）

自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子ども

- (1) 『ありがとう』と言える子どもの育成
(素直に感謝の気持ちを表現できる子ども)
- (2) 『ごめんなさい』と言える子どもの育成
(素直に自分のおこないを振り返ることができる子ども)
- (3) 『お願いします』と言える子どもの育成
(良好な人間関係を築くことができる子ども)

1 計画策定の背景・目的

平成 30 年度事業計画は、当施設の置かれている状況や国の動向、利用者や地域の福祉ニーズを的確に捉え、第 3 次中長期事業計画（計画期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）及び家庭的養護推進計画（計画期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 41 年 3 月 31 日）で定めた目標の達成に向けて施設の方向性や重点的に取り組む内容を明示するものです。

2 家庭的養護推進計画

家庭的養護推進計画は、施設の小規模化と地域分散化を進め、平成 41 年度までに本体施設養護：グループホーム養護：家庭養護の割合を概ね 2.5：1.5：1 とするものです。

施設計画では、平成 41 年度までに本体施設養護定員を 24 人、地域小規模児童養護施設定員を 18 人とする計画です。第 I 期計画では、本体施設養護定員を 45 人から 36 人に減員し地域小規模児童養護施設を 1 か所増設して既設と合わせて 2 か所 12 人とし定員を 48 人とする計画です。

○家庭的養護推進計画における各期末の社会的養護の供給量

期	期 間	区分		本体施設養護	グループ ホーム養護	家庭養護	合計
第 I 期	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	措置・委託 児童見込み数	県	245 人 (60.9%)	75 人 (18.7%)	82 人 (20.4%)	402 人 (100.0%)
			施設	36 人 (75.0%)	12 人 (25.0%)	-	48 人 (100.0%)
第 II 期	平成 32 年度 ～ 平成 36 年度	措置・委託 児童見込み数	県	217 人 (56.4%)	82 人 (21.3%)	86 人 (22.3%)	385 人 (100.0%)
			施設	30 人 (71.4%)	12 人 (28.6%)	-	42 人 (100.0%)
第 III 期	平成 37 年度 ～ 平成 41 年度	措置・委託 児童見込み数	県	179 人 (47.1%)	112 人 (29.5%)	89 人 (23.4%)	380 人 (100.0%)
			施設	24 人 (57.1%)	18 人 (42.9%)	-	42 人 (100.0%)

3 新しい社会的養育ビジョン

平成 28 年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。具体的には、就学前の子どもは家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。そのため、遅くとも平成 32 年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現する。（平成 27 年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は 1 年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても 3 年以内を原則とする。）

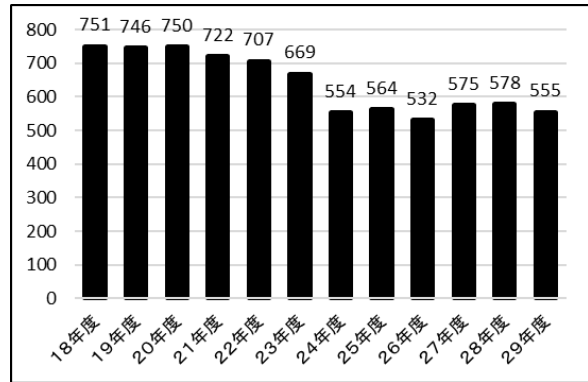
4 計画の期間

計画期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

1 入所児童の状況

(1) 入所児童の年度別推移

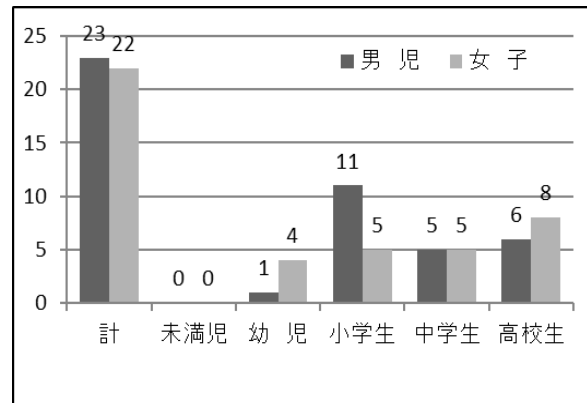
過去 5 年間の初日在籍人数の平均は 46.7 名、入所率 91.6% で推移しています。平成 29 年度の平均初日在籍児童数は 46.3 名、平均入所率は 90.7% でした。平成 30 年 4 月 1 日の初日在籍児童数は 45 名（入所率 88.2%）であり、5 月に乳児院からの措置変更による入所が 1 名、8 月を目途に家庭復帰を目指す児童が 3 名となっています。定員は 51 名で数名の空きがありますが、ユニットの状況により受け入れが難しい状況にあります。



年度別初日在籍児童数の推移

(2) 入所児童の内訳

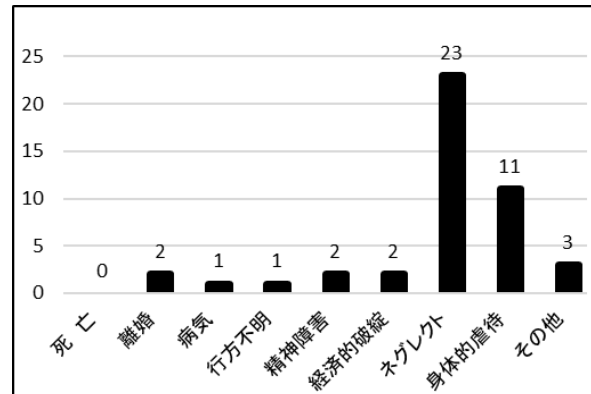
平成 30 年度は、幼児 5 名、小学生 16 名、中学生 10 名、高校生 14 名の構成となり中高生の比率が高くなっています。男女比はほぼ同率ですが、男子ホームが 3 ホーム、女子ホーム 4 ホームとなっており、1 ユニット 6 名から 8 名の編成になっています。中学 3 年生 4 名、高校 3 年生 6 名であることから、平成 30 年度は進学等を含めた進路支援がポイントになってきます。



入所児童の内訳（平成 30 年 4 月 1 日）

(3) 入所原因別内訳

入所児童 45 名中 34 名が何らかの被虐待経験があります。また児童自身が何らかの障がいを持っている割合も 4 割を超えています。特別支援学校及び特別支援学級に通学・通級している児童も 8 名在籍しています。近年は虐待による入所が増加しており、専門的な養育支援や児童相談所、学校、医療機関との連携強化が益々必要になってきました。



入所原因別内訳（平成 30 年 4 月 1 日）

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念「一人ひとりが活躍できる施設づくり」

- ・施設運営「職員個々の職責を果たし組織としての相乗効果を高めます」
- ・養育関係「安心・安全・安定した生活を通して子どもの最善の利益を追求します」

2 事業概要

県南地方の社会的養護を担う中核的な施設であるという認識のもと入所児童及び社会的養護を必要とする地域のニーズに応じていきます。

今年度は、4月初日の在籍児童は45名（定員51名）のスタートとなり、40名の職員体制で事業を展開していきます。入所児童の安心・安全・安定した養育環境を更に高め、一人ひとりに寄り添った養育を実践していきます。特に中学3年生が4名、高校3年生が6名であることから進学・就職の支援が大きなポイントになってきます。

職員体制は、今年度から新たに里親支援専門相談員を配置し里親の支援を強化するとともに直接処遇職員と専門職である心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、看護師、個別対応職員と緊密に連携し養育の質の向上に努めます。また、企画委員会、リスクマネジメント委員会、給食委員会、広報委員会、性教育委員会、要望苦情委員会、安全委員会、感染症対策委員会と連動して事業計画を推進していきます。併せて、施設運営及び養育の質について客観的な評価を得るために岩手県社会福祉協議会による第三者評価を受審します。平成28年度の第三者評価結果の共通評価基準充足率80.7%、内容評価基準充足率77.2%を上回ることを目標に取り組みます。

3 計画の基本目標

(1) 施設運営管理関係 ～職員・利用者・地域の満足度を高める施設づくり～

職員個々人が意見を出し合い、その改善のプロセスや成果を共有することで更なる改善効果の追求が進みます。職員の役割を明確にし重点施策項目を着実に推進します。

(2) 養育関係 ～利用者の満足度を高める養育・支援の仕組みづくり～

利用者が主体的に生活することによって自己肯定感、自立が促進されます。利用者の権利擁護と意見表明権を尊重し主体的に生活できる養育・支援の仕組みづくりを推進します。

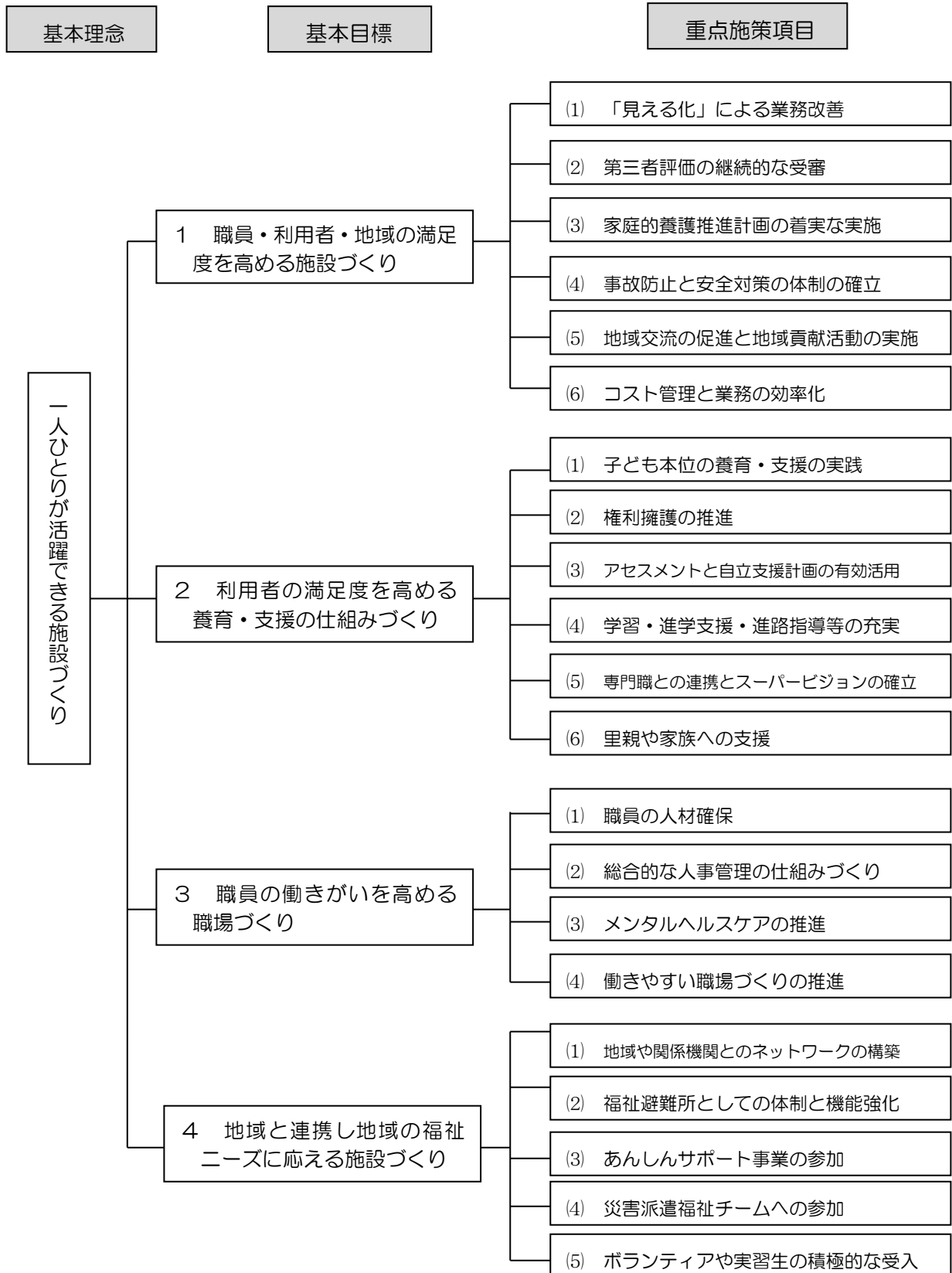
(3) 人事・労務・研修関係 ～職員の働きがいを高める職場づくり～

職員は子どもの人生に大きな影響を与える存在です。職員が生き生きと働くことができる職場づくりを推進します。

(4) 機能強化 ～地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり～

施設機能を強化し地域や関係機関との連携・協働しながら、支援を必要とする人が適切かつ確実に支援を受けられる施設づくりを推進します。

4 事業計画の施策の体系



1 施設運営管理関係 ～職員・利用者・地域の満足度を高める施設づくり～

	重点施策項目	施策の展開
1	「見える化」による業務改善	組織体制や職務分担を明確にして業務が円滑に進むようにします。 <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制による業務の明確化と円滑な移行 ・報告・連絡・相談の徹底による情報の共有化と協働 ・計画性を重視した業務の励行
2	第三者評価の継続的な受審	第三者評価で得られた課題の改善を図り、サービスの質の向上に繋げていきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の着眼点を意識した業務の励行 ・評価結果の抽出による改善に向けた解決策と実施 ・サービス向上委員会及び全体会の計画的な開催
3	家庭的養護推進計画の着実な実施	平成 31 年度までに地域小規模児童養護施設 1 か所の設置し定員の見直しを行います <ul style="list-style-type: none"> ・借家確保のための取組みの強化 ・職員の確保と対象児童の検討 ・定員見直しの検討
4	事故防止と安全対策の体制の確立	リスクマネジメント委員会を中心に安心・安全対策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・関連マニュアルの作成や見直しと職員への周知 ・職員に対する安全確保・事故防止に関する研修会の実施 ・ヒヤリ・ハットの件数増による安全対策等の強化 ・水害等も含めた避難訓練の効果的な実施
5	地域交流の促進と地域貢献活動の実施	子どものより良い養育・支援のためには地域社会との連携が不可欠であることを認識し、より地域交流を促進していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等に対しての施設行事等への積極的な参加の呼び掛け ・福祉避難所としての機能の充実 ・あんしんサポート事業への参加 ・見学者やボランティアの積極的な受入 ・カトリック教会との適切な関係の維持 ・民区行事やスポーツ少年団への参加
6	コスト管理と業務の効率化	分かりやすい資料を提示し「ムダ」、「ムラ」、「ムリ」を意識して業務の効率化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい資料の作成 ・人事・労務・財務等についての定期的な報告 ・ホーム予算を含めた予算の適正な執行と管理

2 養育関係 ～利用者の満足度を高める養育・支援の仕組みづくり～

	重点施策項目	施策の展開
1	子ども本位の養育・支援の実践	<p>子どもの満足度を高める仕組みを整備するとともに子どもが意見等を述べやすい体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの話し合いの場の確保や各種委員会等への子どもの参加 ・苦情解決の仕組みや相談機関の周知 ・利用者アンケートの結果のフィードバック ・自治会による自主行事等の支援 ・子どもの声を反映したホーム運営やホーム行事の推進
2	権利擁護の推進	<p>子どもの権利擁護について被措置児童等虐待マニュアルやプライバシー保護に関するマニュアル等の見直しを行ない職員へ徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被措置児童等虐待マニュアルやプライバシー保護に関するマニュアル等の見直しと職員への周知・徹底 ・権利擁護や不適切な関わり等についての研修会の実施 ・体系的な権利擁護プログラムの作成と実施
3	アセスメントと自立支援計画の有効活用	<p>アセスメントや自立支援計画の策定方法等を見直したことから職員への周知徹底を図り、有効に日々の養育・支援に反映される仕組みを整備します。併せて、自立に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシートと自立支援計画票作成手順の見直し ・ケース会議やユニット職員会議の検討 ・ユニット日誌や月間総括の適切な記載や記録の統一化
4	学習・進学支援・進路指導等の充実	<p>学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を実施するとともに進学・進路支援についても力を入れていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生、中学生の学習支援の充実 ・自活訓練の充実 ・アルバイトや職場体験の奨励 ・資格取得の奨励 ・高校卒業後の進学のための経済的支援
5	専門職員との連携とスーパービジョンの確立	<p>直接処遇職員と専門職員あるいは外部の専門家による連携を深め、より良い養育・支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導的職員や管理職による定期的スーパービジョンの実施 ・外部の専門家による定期的なスーパービジョンの実施 ・小グループによるケース検討会の実施 ・各関係機関との定期的な連絡会の開催
6	家族や里親への支援	<p>家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員による家族や里親への支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の業務の明確化とホーム担当職員との連携の強化 ・自立支援計画の具体的助言と支援 ・施設行事や学校行事への積極的な呼び掛け ・家庭訪問等による家庭状況の把握と相談機能の強化 ・家庭支援専門相談員を中心としたアフターケアの充実

3 人事・労務・研修関係 ～職員の働きがいを高める職場づくり～

	重点施策項目	施策の展開
1	職員の人材確保	<p>年度別人員計画を達成するために年度毎の人材確保活動計画を作成して人材の確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間のタイムスケジュールによる人材確保 ・実習経験者の施設行事への招待やボランティア依頼 ・各職員による出身学校の訪問 ・ホームページのタイムリーな更新による施設の紹介 ・福祉人材バンクやハローワークの活用 ・定年後の再雇用や中途採用、非常勤から常勤へ積極的に途用 ・就職説明会等への参加
2	総合的な人事管理の仕組みづくり	<p>施設の求める人材像を整理して採用、育成、処遇、評価の仕組みを構築していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施設の求める人材像」について会議や園内研修で職員への周知 ・新任職員に対してのOJTの充実と研修・教育担当者の配置 ・業務管理シートによる業務の進捗状況の把握 ・給与規程をはじめとした職員処遇改善 ・研修計画の評価や見直しの実施 ・人事考課制度の仕組みの構築のための研修会の参加 ・資格取得等助成金交付規程の活用による資格取得の助成の推進
3	メンタルヘルスケアの推進	<p>職員の心と健康を守り、職員がいきいきと働ける職場づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理療法士や看護師による心の健康問題に関する相談体制の充実 ・メンタルヘルスの研修会の実施 ・就業状況の管理と均衡の取れた勤務予定 ・健康情報の保護と利用可能な社会資源の情報提供 ・労働衛生推進者の養成研修への参加
4	働きやすい職場づくりの推進	<p>施設の魅力を高める取り組みや働きやすい職場づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員面談や職員アンケートによる職員の意向の把握 ・法人全体による働きやすい職場づくりの推進 ・業務内容の見直しによる均衡の取れた業務分担 ・ライフスタイルにあった業務の推進 ・有給休暇取得率の向上 ・育児・介護休暇制度の周知や利用の促進 ・福利厚生の見直し ・職員間の親睦交流の促進

4 施設機能強化 ～地域と連携し地域の福祉ニーズに応える施設づくり～

	重点施策項目	施策の展開
1	地域や関係機関とのネットワークの構築	<p>地域や関係機関との連携をより深め、地域の生活課題の早期発見、早期解決を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区長や民生児童委員との連携 ・児童相談所や学校との連携（定期的な連絡会等の開催） ・一関市や近隣市町との要対協の参加 ・一関カトリック教会との連携
2	地域の福祉向上のための取り組み	<p>地域の福祉ニーズを把握し地域課題の解決に向けて職員の専門性を生かした研修会や説明会、相談活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等と定期的な会議の開催 ・専門職等による相談活動 ・地域住民を対象とした研修会の実施 ・ショートステイやトワイライトステイの受入れ
3	福祉避難所としての体制と機能強化	<p>一関市や消防署と連携して福祉避難所の指定に向けて体制を整備するとともに地域住民への周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所としての役割や体制を整備 ・福祉避難所として必要な備品等の購入 ・消防署や消防団との総合防災訓練の実施 ・自然災害を想定した避難訓練の実施
4	あんしんサポート事業の参加	<p>平成 28 年度から岩手県社会福祉協議会が中心となって進めている貧困者対策の「あんしんサポート事業」に参加し地域の福祉ニーズに応じていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしんサポート関連の研修会への参加 ・岩手県社会福祉協議会及び一関市社会福祉協議会との連携 ・地域の加入施設との協力体制の構築
5	災害派遣福祉チームへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チームへ職員 1 名が登録して活動しています。今後複数の職員の登録を目指し「いざ」という時に有効に活動できるようにします。 ・男子職員 1 名の追加登録 ・研修会や訓練への積極的な参加 ・行政や関係機関との連携強化
6	ボランティアや実習生の積極的な受入	<p>ボランティア活動に関する情報を提供するとともに実習生を積極的に受入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を行い積極的なボランティアの受入 ・施設行事へのボランティアの依頼 ・4 年生大学生の実習受入 ・福祉人材を担う大学生への講演等の実施

平成30年度一関藤保育園事業計画

一関藤保育園基本理念

『常に神に感謝の心で相互愛に生きる』

保 育 方 針

「保育所保育指針」に基づき、「質の高い養護・教育の機能」、「保護者に対する支援」、「保育士の専門性の向上」を目指します。

運 営 方 針

児童福祉法に基づき、幼児の保育を行います。また、保護者の気持ちに寄り添い、家庭と連携を蜜にして子どもの最善の利益を守り心身ともに健やかに育てます。

日常の保育では

1. 子どもの健康状態に常時気を配りながら戸外でのびのびと遊ばせ、自然に親しめる環境を多く与えるように配慮します。
2. 自由な遊びは、教材の設定に気を配り、興味を持って集中できる環境を作ります。
3. 異年齢との交流を大切にし、大きい子、小さい子、強い子、弱い子、障害のある子ども共に生活することにより、思いやりのある優しい心を育てるように配慮します。
4. 家庭と園が一体となって保育園が楽しい安定した場所となるために、保護者と密接な連携をとり、ニーズを的確に把握し、責任ある態度をもって保育にあたります。

保 育 目 標

個々の可能性を見極めながら

- ☆ 明るく元気で困難、失敗を恐れず、意欲的に最後まで取り組む力
- ☆ 思いやり、感謝の心、奉仕の心
- ☆ 自ら考えて、行動し奉仕を惜しまない力

●● 年間保育計画 ●●

月	保 育 の ね ら い
4	進級の喜びをもつ。新しい生活環境に慣れ、喜んで登園する。 友達と一緒に戸外で身体を動かして遊び、健康に過ごす。
5	元気に先生、友達に挨拶ができる。散歩や戸外遊びなどを通して草花、虫に触れ、春の自然に興味をもつ。集団生活の決まりを知り、元気に遊ぶ。
6	花や野菜の成長に気付き興味をもつ。いろいろな動物に興味を持ち、表現して遊ぶ。 戸外活動を楽しみ、丈夫な身体をつくる。
7	いろいろな夏の遊びを楽しむ。遊びのルールを知り、友達と仲良く遊ぶ。 身近な虫、植物の成長を観察する。
8	夏の遊びを十分に楽しむ。 郷土の行事に参加し生活体験をする。
9	運動会をみんなで楽しむ。必要な決まりを知り、協力しようとする気持ちを持つ。身近な秋の自然の変化を知る。
10	木の実、木の葉の変化に気付き、自然の変化を知る。戸外で元気に運動したり、遊んだり、友達と行動する楽しさを知る。
11	自然の変化について興味を持ち、落ち葉などを利用して楽しむ。 働く人々について知り、身近な人への感謝の気持ちを持つ。
12	クリスマスを待つ心を育てる。クリスマスをみんなでお祝いする。 冬の自然や社会事象に関心を持つ。
1	お正月遊びを通して日本の伝統を知り、文字や数にも興味を持つ。 冬の自然事象に気づいたり触れたりして楽しむ。
2	冬の自然に興味や関心を持ち雪や氷に触れて遊ぶ。 風邪の予防のためうがい、手洗いをする。
3	春の訪れを身近なものから気付いていく。 入学、進級することへの期待と自覚を持つ。

●● 特別保育事業 ●●

	事 業 内 容
1	延長保育事業
2	特別支援児保育事業（音楽療法、かるがも教室カンファレンス、育児相談等）
3	地域活動事業（老人ホーム訪問、世代間交流体験）
4	キャリア教育事業（中学生の社会体験学習の受入れ）

●● 年齢別保育計画 ●●

年齢	保育のねらい
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活を大切にしながら、保護者と連携を図り心身ともに快適な状況の中で安定した生活の流れをつくる。 ・安心できる保育者との関係の中で、食事、排泄などの活動を通して自分でしようとする気持ちの芽生えを大切に育てる。 ・気候や体調に気をつけ、戸外遊びや散歩などで自然に触れることを楽しむ。 ・自分の思いを表現しながら、友だちと関わっていく楽しさを知る。
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の生活リズムを大切に、要求を満たし保護者に親しみ安心して過ごす。 ・身の回りのことに興味を持ち、自分でやってみようとする。 ・色々な遊びを通して十分に身体を動かすことを楽しむ。 ・保育者や友だちと言葉の簡単なやり取りを楽しむ。 ・ごっこ遊びや見立て遊びをし、友だちと関わりながら遊ぶことを喜ぶ。 ・戸外遊びや散歩を楽しみ、身近な自然に親しむ。
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や保育者に慣れ安心して過ごす。 ・保育者と一緒に食事や排泄、着脱などの簡単な身の回りのことをしようとする。 ・保育者や友だちと簡単なイメージを共有して楽しむ。 ・簡単なルールのある遊びを保育者や友だちと一緒にこなす喜びを感じる。 ・戸外に出かけ、自然に触れたり、季節の変化を感じたりする。 ・自分の思いを簡単な言葉で伝えようとする。
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・園での生活の分かり、保護者に見守られながら身の回りのことを自分でしようとする。 ・さまざまな活動に興味を持ち、友だちと関わって遊ぶ楽しさを実感する。 ・友だちと一緒に遊ぶ中で、約束や決まりがあることを知る。 ・基本的な生活習慣が身につく、自分で行動できるようになる。 ・経験したこと、感じたこと、想像したことなどを様々な方法で表現することを楽しむ。 ・異年齢児の友だちと一緒に遊びながら関わりを広げていく。
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や遊びの中でのルールが分かり、それを守るようにする。 ・苦手なことにも挑戦したり、様々な活動を通し自信や達成感を味わう。 ・行事など共通の目的を持って活動することで、友だちとのつながりを深める。 ・身近な自然と十分にふれあい、興味を持ったり遊びに取り入れたりして楽しむ。 ・自分で考えたことや経験したことを保育者や友だちに話し、伝え合うことを楽しむ。 ・友だちとのつながりを広げ、集団生活の中でも自分の力を発揮できるようにする。
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・最年長になったことを自覚し、基本的な生活習慣やルールを再確認しながら様々な活動に意欲的に取り組む。 ・自分の力を十分に発揮して、遊びや行事に取り組み達成感を味わう。 ・みんなでひとつの目標に向かって取り組みながら仲間意識を深める。 ・見通しを持って生活し、自己を十分に発揮して自信を持って活動できるようにする。 ・挨拶の心地よさの大切さを知り、自分から進んで行なう。

●● 保護者への子育て支援 ●●

1. 仕事を持ちながら子育てをする母親を保育士は理解し、子どもの現状や発達について話し合います。保護者の信頼関係を深めるよう努力するとともに保護者が子どもの現状をよく理解するよう支援します。
2. 園からの情報提供は、「園のたより」、「クラスだより」、「給食だより」、「献立表」等、連絡ノートや諸連絡の掲示により行います。
3. 各行事後のアンケートの実施により意見を聞くようにします。

●● 保護者への情報提供等 ●●

- ・ 一関藤保育園 重要事項説明書（運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）
- ・ 園便り、クラス便り、給食便り、保健便り、献立表を配布
- ・ 乳児の授乳、離乳、離乳食、アレルギー除去食などに関して保育士、栄養士との面談
- ・ 給食の展示（普通食、離乳食、おやつ）
- ・ P T A総会において年間保育事業についての報告
- ・ 保育参観、給食試食会ほか保護者参加の行事の開催
- ・ 園で取り入れているモンテッソーリ教育についての園便り
- ・ 諸連絡を掲示板で周知、行事スナップ写真など展示
- ・ ホームページ開設によりインターネットからの情報提供
- ・ 連絡ノートを通して情報の共有
- ・ 個人面談による相互理解
- ・ 各行事後のアンケートの実施
- ・ 送迎時の口頭連絡による信頼感や親近感の醸成
- ・ 保護者からの園の担任への要望に関する対応